

大豆供給円滑化推進事業実施要領

制 定 令和5年12月1日付け5農産第3263号
一部改正 令和6年1月29日付け5農産第3927号
一部改正 令和6年4月1日付け5農産第4052号
一部改正 令和7年1月16日付け6農産第3277号
一部改正 令和8年1月7日付け7農産第3569号

農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

大豆供給円滑化推進事業の実施については、大豆供給円滑化推進事業補助金交付等要綱（令和5年12月1日付け5農産第2847号農林水産事務次官依命通知。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の対象

第4の事業の対象は次の要件を全て満たす大豆（以下「対象大豆」という。）とする。

- (1) 公益財団法人日本特産農産物協会が別に定める業務規程における収穫後の入札取引に従って上場された令和7年度産の大豆であって、当該入札取引において不落となったもの。
- (2) 大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者の複数に販売予定のもの又は大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者（以下「大豆加工事業者」という。）が購入した大豆を自ら調整保管するもの。ただし、令和8年11月30日まで販売及び加工しないこと。
- (3) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者が保有する倉庫、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫で保管されたものであることとする。ただし、麦・大豆保管施設整備事業（令和2年度補正予算、令和3年度補正予算）、国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策（令和4年度一般予備費）、产地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）のうち麦・大豆ストックセンター整備対策（令和4年度補正予算、令和5年度補正予算）で国から支援を受け整備した倉庫は対象外とする。
- (4) 事業実施主体が購入し、事業実施主体に所有権移転したもの又は農業者の組織する団体等が加工事業者等に直接販売すること。
- (5) 農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める種類、銘柄、品位ごとに区分され、それぞれ9.6トン以上の単位であること。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 農業者団体又は大豆の販売や加工を業とする者。
- (2) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
- (3) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

第4 事業の内容

事業実施主体は、大豆の供給円滑化を図るため、事業実施主体が保有する対象大豆の数量を上限として、当該対象大豆の在庫について、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 保有する対象大豆が保管されていることの確認
- (2) 当該対象大豆の入出庫の確認
- (3) 当該対象大豆に係る保管等に要した経費の算定・申請
- (4) 当該対象大豆の本事業に係る報告

第5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

第6 補助率

本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和9年3月31日までとする。ただし、事業実施主体における費用負担が大きく、支援の緊急性が高いことから、対象大豆が不落となつた日に遡って当該日以降の取組について支援対象とすることができるものとする。

第8 実施基準

- 1 事業実施主体が国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第9 事業実施等の手続

1 事業計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号により、事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、地方農政局長等（原則として、保管する倉庫が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、保管する倉庫が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、保管する倉庫がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、その実施しようとする補助事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合は、事業実施主体は、その主たる保管する倉庫が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業計画を提出してその承認を受けるものとする。この場合において、当該事業計画の提出を受けた地方農政局長等は、当該事業計画に關係する地方農政局長等に対して事業計画の写しを送付し、あらかじめ、必要な調整を図るものとする。

なお、その際、事業実施主体は別記様式第1号別添3の環境負荷低減のクロスコンプライアンスシートを添付するものとする。

2 事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の追加、中止又は廃止
- (3) 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第10 事業の実施

第4の事業については、第9の1で承認を受けた事業計画に基づき、事業を実施する。

第11 事業実施の経過報告

- 1 事業実施主体は、第4の（4）の規定による報告について、事業実施年度における事業実施の経過報告書を別記様式第2号により作成し、当該年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により報告された内容について、必要に応じて公表するものとする。

第12 事業実施状況の終了時報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度における事業終了報告書を別記様式第3号により作成し、当該実施年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により報告された内容について、必要に応じて公表するものとする。

第13 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第14 指示

- 1 農産局長は、輸入の途絶、遅延等により、大豆の供給が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、事業実施主体に対して事業実施主体が保管する大豆の市場への提供を指示することができる。
- 2 農産局長は、自然災害の発生等により、大豆の安定供給に支障が生じると認める場合、事業実施主体に対して事業実施主体が保管する大豆の全部又は一部の取崩し、市場への提供その他の必要な措置を指示することができる。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年1月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年1月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1
補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	保管料	本事業を実施するため に必要な対象大豆の保管 に係る経費	・事業の対象となる大豆は事 業実施主体が各経費を負 担しているものであるこ と。
	運搬費	本事業を実施するため に必要な産地から倉庫へ の輸送に係る経費	
	荷役料	本事業を実施するため に必要な産地又は倉庫に おける積み下ろし等に係 る荷役料	
	くん蒸費	本事業を実施するため に必要な保管時のくん蒸 に係る経費	

予算を超える申請があった場合は、申請数量に応じて案分を行うものとする。

別表 2

補助対象経費	補助単価・補助率	注意点
1 大豆の倉庫での保管料	定額（1／2相当）（3期制の 場合の保管料：197円（1期）／ ト、2期制の場合の保管料：296 円（1期）／ト）	・事業実施主体が経費 を負担しているこ と。
2 産地から倉庫への輸送に 係る運搬費	1／2以内	
3 産地又は倉庫における積 み下ろし等に係る荷役料	1／2以内	
4 保管時のくん蒸費	1／2以内	

補助単価・補助率欄の保管料については、3期制の場合は1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とし、2期制の場合は1日から15日まで、16日から月末までをそれぞれ1期とする。

別記様式第1号（第9の1関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度大豆供給円滑化推進事業実施計画の（変更）承認申請について

令和〇年度において、下記のとおり大豆供給円滑化推進事業を実施したいので、大豆供給円滑化推進事業実施要領（令和5年12月1日付け5農産第3263号農林水産省農産局長通知）第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

1 事業の内容

別添1「大豆供給円滑化推進事業実施計画書」のとおり

2 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分			備考
		国費 補助金	自己負担	その他 ()	
1 大豆の倉庫での保管料 2 産地から倉庫への輸送に係る 運搬費 3 産地又は倉庫における積み下 ろし等に係る荷役料 4 保管時のくん蒸費	円	円	円	円	
合計					

注：各事業の詳細は、別記様式第1号別添2に記載すること。

3 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近の事業（業務）報告書
- (3) 別記様式第1号別添1～別添3
- (4) 不落大豆の証明書類の写し

別記様式第2号（第11の1関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度大豆供給円滑化推進事業の実施経過報告書

令和〇年度において、下記のとおり大豆供給円滑化推進事業を実施したので、大豆供給円滑化推進事業実施要領（令和5年12月1日付け5農産第3263号農林水産省農産局長通知）第11の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 関係書類として、別記様式第2号別添1及び別添2を添付すること。

別記様式第3号（第12の1関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度大豆供給円滑化推進事業の事業終了報告書

令和〇年度において、下記のとおり大豆供給円滑化推進事業を実施したので、大豆供給円滑化推進事業実施要領（令和5年12月1日付け5農産第3263号農林水産省農産局長通知）第12の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 関係書類として、別記様式第3号別添を添付すること。

別記様式第1号 別添1

大豆供給円滑化推進事業実施計画書

1 大豆の供給円滑化のための取組（第4の事業）

（1）本事業の対象となる大豆

(例)	
1	フクユタカ (○○県)
2	()
3	()
4	()
5	()

（2）本事業により取り組む事業内容

ア 事業内容の数	
① 大豆の倉庫での保管に係る事業	kg
② 産地から倉庫への輸送に係る事業	kg
③ 産地又は倉庫における積み下ろし等に係る事業	kg
④ 保管時のくん蒸に係る事業	kg
イ 本事業により実施する取組	
(例) <フクユタカ>	
① 大豆の倉庫での保管に係る事業	
・実施業者 ○○者	
・取扱量 ○○○kg	
・保管期間 ○○ヶ月	
② 産地から倉庫への運搬に係る事業	
・実施業者 ○○者	
・実施回数 ○○回	
③ 産地又は倉庫における積み下ろし等に係る事業	

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・実施業者 ○○者・実施回数 ○○回 <p>④ 保管時のくん蒸に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none">・実施業者 ○○者・実施回数 ○○回 |
|--|---|

ウ 販売予定先（大豆加工事業者の申請の場合は、記載不要）

(例)

- 1 ○○納豆(株)
- 2 ○○豆腐(有)
- 3 ...

エ 令和7年産大豆以降の安定供給体制の構築のための取組

(例)

- 1 余剰傾向にある○○大豆について安定供給体制を構築するため、□□□と△△△等に対し、説明会・意見交換を実施
- 2 余剰傾向にある○○大豆について、×××大豆に作付転換を実施
- 3 余剰傾向にある○○大豆について、□□□に作付転換を実施
- 4 ...

注：取組内容について、具体的な数値を用いて簡単に記載すること。

大豆供給円滑化推進事業に係る経費算出表

1 保管料の補助対象数量の算出

産地	粒別	等級	銘柄	数量	備考
集計					

注: 必要に応じて荷物の量を証明できる書類の写しを添付すること。

注:数量はそれぞれ9.6トン以上とすること。

2 期別保管料補助額の算出

		対象数量 ①	保管料補助単価 ②(一律単価)	期別保管料補助額 ③=①×②	備考
月	1期	(トン)		(円/トン)	(円)
	2期				
	3期				
	月計				
月	1期				
	2期				
	3期				
	月計				
合計					

注1:必要に応じ、売り手の発行する「出荷年月日」又は「引取日」がわかる荷私指図書等の写しを添付すること。

注2:必要に応じ、備考欄に該当する保管料請求書番号等を記入すること。

注3: 必要に応じ行を挿入・削除し記入すること

3 運搬経費補助額の算出

産地	銘柄	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①×② ×1/2	備考
		(トン)	(円/トン)	(円)	
合計					

注1:複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2:運搬経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3:必要に応じ、備考欄に該当する運搬経費請求書番号等を記入すること。

注4: 必要に応じ、備考欄に記入すること。

4 荷役経費補助額の算出

産地	銘柄	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①×② ×1/2	備考
		(トン)	(円/トン)	(円)	
合計					

注1:複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2:荷役経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3:必要に応じ、備考欄に該当する荷役終費請求書番号等を記入すること。

注3. 必要に応じ、備考欄に該当する箇段を記入する。

5 くらぶ経費補助額の算出

5. くらべたる料金額の算出				
産地	銘柄	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①×② ×1/2
		(トン)	(円/トン)	(円)
合計				

注1:複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2:くら・蒸絞費 営価がわかる請求書番号等を

注2. いわく無經費、半額がわかる請求書留印等を添付すること。

注3:必要に応じ、備考欄に該当するくん蒸

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。
- ・以下に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしてください。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥及び防除	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2)エネルギーの節減	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4)廃棄物の発生抑制	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守※	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

※関係法令の遵守については、以下の環境関係法令等を遵守するものとする。

(1)適正な施肥及び防除

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

(2)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

(3)悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

(4)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

(5)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

別記様式第2号 別添1

大豆供給円滑化推進事業の事業終了報告書

1 事業計画総括表

事業の内容	事業費	負担区分			備考
		国費 補助金	自己負 担	その他 ()	
1 大豆の倉庫での保管料	円	円	円	円	
2 産地から倉庫への輸送に 係る運搬費					
3 産地又は倉庫における積 み下ろし等に係る荷役料					
4 保管時のくん蒸費					
合計					

2 事業実施主体別事業概要等

(1) 大豆の倉庫での保管料

事業実施主体	事業費	負担区分			備考
		国費補助金	自己負担	その他 ()	
	円	円	円	円	
計					

(2) 産地から倉庫への輸送に係る運搬費

事業実施主体	事業費	負担区分			備考
		国費補助金	自己負担	その他 ()	
	円	円	円	円	
計					

(3) 産地又は倉庫における積み下ろし等に係る荷役料

事業実施主体	事業費	負担区分			備考
		国費補助金	自己負担	その他 ()	
	円	円	円	円	
計					

(4) 保管時のくん蒸費

事業実施主体	事業費	負担区分			備考
		国費補助金	自己負担	その他 ()	
	円	円	円	円	
計					

注：各事業の詳細は、別添2に記載すること。

大豆供給円滑化推進事業に係る経費算出表

1 保管料の補助対象数量の算出

產地	粒別	等級	銘柄	数量	備考
集計					

注: 必要に応じて荷物の数量を証明できる書類の写しを添付すること。

注:数量はそれぞれ9.6トン以上とすること。

2 期別保管料補助額の算出

		対象数量 ①	保管料補助単価 ②(一律単価)	期別保管料補助額 ③=①×②	備考
月	1期	(トン)		(円/トン)	(円)
	2期				
	3期				
	月計				
月	1期				
	2期				
	3期				
	月計				
合計					

注1:必要に応じ、売り手の発行する「出荷年月日」又は「引取日」がわかる荷私指図書等の写しを添付すること。

注2:必要に応じ、備考欄に該当する保管料請求書番号等を記入すること。

注3: 必要に応じ行を挿入・削除し記入すること

3 運搬経費補助額の算出

産地	銘柄	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①×② ×1/2	備考
		(トン)	(円/トン)	(円)	
合計					

注1:複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2:運搬経費 単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3: 必要に応じ、備考欄に該当する運搬経費請求書番号等を記入すること

注3:必要に応じ、備考欄に該当する連絡

4 荷役経費補助額の算出

産地	銘柄	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①×② ×1/2	備考
		(トン)	(円/トン)	(円)	
合計					

注1:複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2:荷役経費 営価がわかる請求書番号等を添付すること

注3:必要に応じ、備考欄に該当する荷役終費請求書番号等を記入すること。

注3. 必要に応じ、備考欄に該当する箇段を記入する。

5 くらぶ経費補助額の算出

産地	銘柄	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①×② ×1/2	備考
		(トン)	(円/トン)	(円)	
合計					

注1:複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2:くん蒸経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3:必要に応じ、備考欄に該当するくん蒸経費請求書番号等を記入すること。

注4: 必要に応じ、行を挿入し記入すること。

事業実施の経過報告書

1 保管料の補助対象数量の算出

事業実施主体名()

産地	粒別	等級	銘柄	数量	備考
集計					

注:必要に応じ集荷数量を証明できる書類の写しを添付すること。